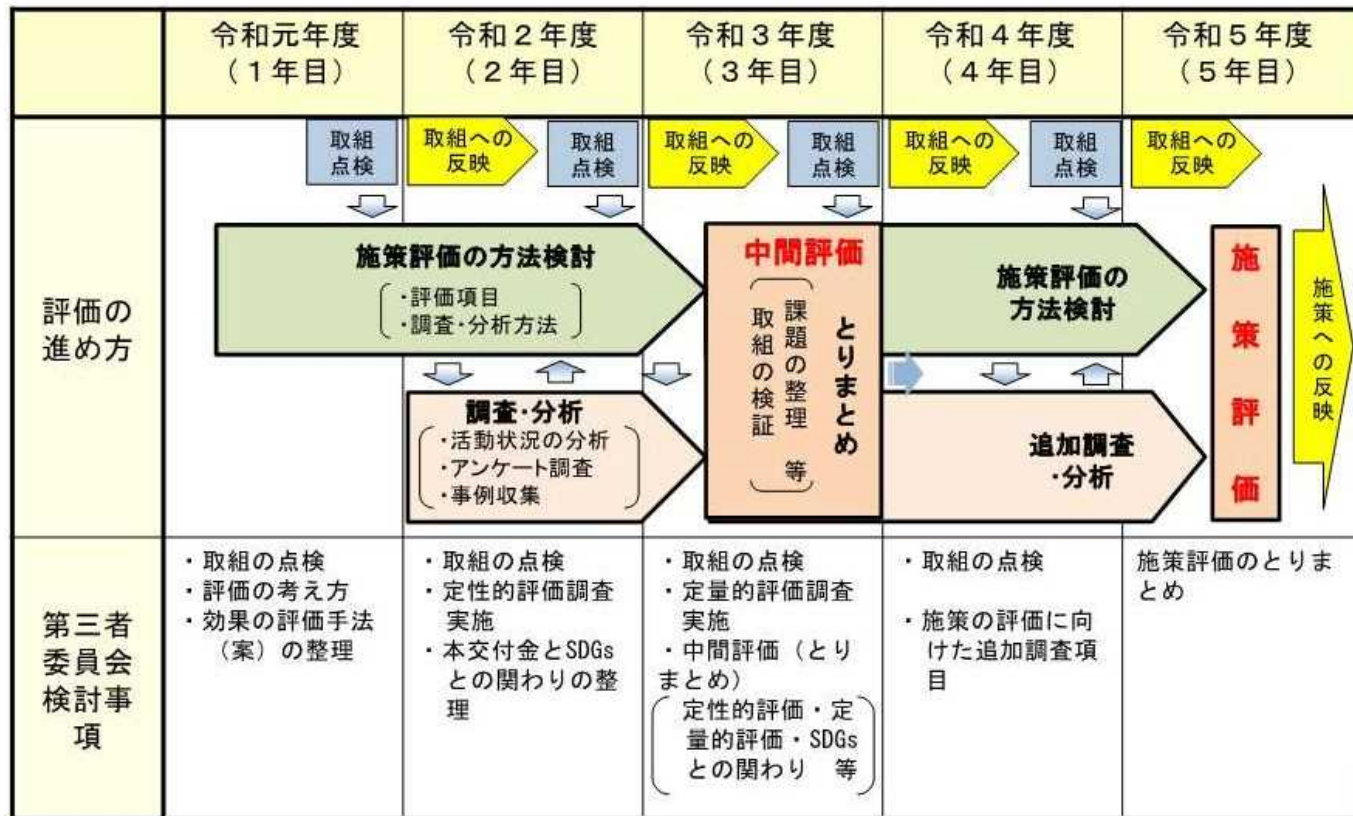


① 施策評価の目的

多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映することを目的に行います。

国の第三者委員会における検討を踏まえ、3年目（令和3年度）に中間評価、5年目（令和5年度）に施策評価を実施します。



② 県の第三者委員会の役割

活動組織の自己評価等に基づく市町村評価の報告やアンケートを参考に実行状況の点検や取組を評価するとともに制度に対する提案等をいただき、施策評価報告書を取りまとめます。

